

第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	令和 6 年 (行ウ) 第 6 2 号 (第 1 事件)		
	令和 6 年 (行ウ) 第 6 3 号 (第 2 事件)		
期	日	令和 6 年 5 月 2 9 日 午前 1 0 時 3 0 分	
場所及び公開の有無等		東京地方裁判所民事第 3 8 部法廷で公開	
裁 判 長 裁 判 官	鎌 野 真 敬		
裁 判 官	志 村 由 貴		
裁 判 官	都 築 健 太 郎		
裁 判 所 書 記 官	桑 原 真 帆		
出 頭 し た 当 事 者 等	第 1 ・ 第 2 事件原告	岡 田 正 則	
	第 1 ・ 第 2 事件原告	小 澤 隆 一	
	第 2 事件原告	加 藤 陽 子	
	第 1 事件原告	小 森 田 秋 夫	
	第 1 事件原告兼第 1 ・ 第 2 事件原告ら代理人		
		福 田 護	
	同	三 宅 弘	
	同	米 倉 洋 子	
	同	南 典 男	
	同	神 谷 延 治	
	同	辻 田 航	
	第 1 ・ 第 2 事件原告ら代理人	関 守 麻 紀 子	
	同	大 山 勇 一	
	同	安 齋 由 紀	

被告指定代理人	市	原	麻	衣
同	杉	山	勇	二
同	吉	井	里	菜
同	伊	丹	俊	剛
同	丸	山	莉	穂
同	仲	地	太	陽
同	河	北	浩	之

指 定 期 日 令和6年7月16日午前11時00分 進行協議
 令和6年7月16日午前11時30分 口頭弁論
 弁 論 の 要 領 等

第1事件原告ら

- 1 訴状陳述。なお、請求の趣旨7(1)、同8(1)及び同10(1)につき、「行政文書一部不開示処分」とあるのは、いずれも令和5年8月24日付け裁決により取り消され、同月25日付け決定により一部変更された後のものであるので、それぞれ訂正する。

- 2 訴状訂正申立書（2024年3月8日付け）陳述

第2事件原告ら

- 1 訴状陳述
- 2 訴状訂正申立書（2024年3月7日付け）陳述

被 告

答弁書陳述

第1事件原告（兼第1・第2事件原告ら代理人）福田護

意見陳述

第1事件原告（兼第1・第2事件原告ら代理人）米倉洋子

意見陳述

第2事件原告加藤陽子

意見陳述

第1・第2事件原告岡田正則

意見陳述

被 告

令和6年7月5日までに、原告らの主張に対する反論を記載した準備書面を提出する。その際、裁判所から指摘のあった次の3点について対応する。

- (1) 不存在を理由として不開示決定がされた処分について、保有していない理由が物理的不存在であるのか、解釈上の不存在であるのか、物理的不存在である場合、作成又は取得がされていないのか、いったん作成又は取得されたが後に廃棄等がされたのかをできる限り具体的に主張すること。
- (2) 行政文書の管理に関するガイドライン、内閣官房における情報公開法に基づく処分に係る審査基準、内閣府本府における情報公開法に基づく処分に係る審査基準について、それぞれ処分当時のものを書証として提出するとともに内容を明らかにすること。
- (3) 内閣官房及び内閣府それぞれについて、情報開示に係る権限のうち何が誰に委任されているのかを、処分当時の委任の根拠規定を含めて明らかにすること。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 桑 原 真 帆

（ 甲A 号証 ） 書 証 目 録 （ 原告ら 提出分 ）						
（この目録は、各期日の調書と一体となるものである。）						
番 号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期日	成 立	成立の争いについての主張	
1 ～ 75	第 1 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備	証拠説明書(2024.4.19付) のとおり ただし、「原本」とあるのを すべて「写し」と訂正 また、甲A40～甲A51の作成者 をいずれも「内閣総理大臣」 と訂正	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			

（注） 該当する事項の□にレを付する。

（ 甲B 号証 ）

書 証 目 録

（ 原告ら 提出分 ）

（この目録は、各期日の調書と一体となるものである。）

番 号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1 ～ 28	第 1 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備	証拠説明書(2024.4.19付) のとおり ただし、「原本」とあるのを すべて「写し」と訂正 また、甲B11～甲B13の作成者 をいずれも「内閣総理大臣」 と訂正	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
29 ～ 48	第 1 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備	証拠説明書(2024.4.19付) のとおり ただし、「原本」とあるのを すべて「写し」と訂正	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			

（注） 該当する事項の□にレを付する。